

産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物収集運搬業

(積替え・保管を含まない)

許可申請等の手引

平成31年4月1日

和歌山県循環型社会推進課

〒 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL 073-432-4111 (代表)

073-441-2692 (直通)

FAX 073-441-2685

I 許可の要件

許可を受けるための要件は、次のとおりです。許可申請に際しては、これらの要件をあらかじめ満たしておくことが必要です。

なお、本手引書は、和歌山県知事の許可を受けようとする場合のものです。したがって、他の都道府県（政令市）における許可を受けようとする場合は、それぞれの行政庁に相談してください。

1 認定講習の修了（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）施行規則第十条第二号イ又は第十条の十三第二号イ関係）

次に掲げる者が、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「許可申請に関する講習会（新規）〔注1〕」（産業廃棄物収集運搬課程又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程）を修了していることが必要です。

（1）申請者が法人の場合

その法人の代表者若しくはその業務を行う役員〔注2〕又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者〔注3〕

（2）申請者が個人の場合

当該申請者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者〔注3〕

注1 講習会受講に関する問い合わせ、申込先

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会 TEL 073-435-5600

注2 「役員」には、監査役も含まれます。

注3 「事業場の代表者」とは、和歌山県の区域をその営業区域とする次に掲げるものの代表者をいう。

① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

② 上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で産業廃棄物の収集又は運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

2 事業計画の策定（施行規則第九条の二第二項第一号関係）

事業者から廃棄物の運搬の委託を受けることが確実であり、運搬先として適正な処分場（許可処分業者）を確保してください。また、運搬先を管轄する知事（都道府県の管轄区域において一の政令市の区域内のみにおいて業を行う場合はその政令市長）の収集運搬業の許可を取得しているか、又は取得することが確実であることが必要です。（受付印が押された申請書表紙の写し等を求め

ることがあります。)

3 施設の整備(施行規則第十条第一号イ又は第十条の十三第一号イからホ関係)

次の基準に従って、必要な運搬車、運搬容器等を整備する必要があります。

(1) 産業廃棄物収集運搬業の場合

① 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合

① 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

② 廃油、廃酸又は廃アルカリの収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。

③ 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の腐敗を防止するなど収集又は運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。

④ その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類、性状に応じた収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。

4 経理的基礎(施行規則第十条第二号ロ又は第十条の十三第二号ハ関係)

産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うことができる経理的基礎を有することが必要です。

5 申請者が次のいずれにも該当しないこと(法第十四条第五項第二号関係)

申請者が、以下のいずれにも該当しないことが必要です。

イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 廃棄物処理法、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの〔注1〕若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（これらの規定を第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

- へ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人〔注2〕であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人〔注2〕であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人〔注2〕のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人〔注2〕のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- へ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

注1 「その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、次の法令をいいます。

- ①大気汚染防止法、 ②騒音規制法、 ③海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、 ④水質汚濁防止法、 ⑤悪臭防止法、 ⑥振動規制法、 ⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、 ⑧ダイオキシン類対策特別措置法、 ⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

注2 「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいいます。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② 上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、産業廃棄物の収集又は運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

II 許可申請手続

1 許可申請書の提出先

- (1) 法人にあつては事務所本店の所在地が、個人にあつては住民登録をした市町村が県内（和歌山市を除く。）に存する場合は、その区域を所管する県立保健所衛生環境課（串本支所においては保健環境課）
- (2) その他の申請者は、県庁循環型社会推進課

2 許可申請書提出に当たっての注意事項

- (1) 提出部数は、次のとおりです。
 - ① 県内（和歌山市を除く。）の方は、県立保健所（支所）へ申請書2部、別紙及び添付書類各2部（正1部 副1部）を提出してください。
 - ② 和歌山市及び県外の方は、直接循環型社会推進課へ申請書1部、別紙及び添付書類各1部（正1部）を提出してください。
 - ③ 郵送による許可申請書の受付は行っていません。
 - ④ 提出部数に申請者の控えは含みません。
- (2) 受付時間は午前9時～11時30分、午後1時～5時です。循環型社会推進課で申請を行う和歌山市及び県外の方につきましては、原則予約が必要となりますのであらかじめご了承ください。
- (3) 許可申請手数料は次のとおりです。和歌山県収入証紙により納付してください。

(単位：円)

業 の 種 類	新規許可申請	更新許可申請	変更許可申請
産業廃棄物収集運搬業	81,000	73,000	71,000
特別管理産業廃棄物収集運搬業	81,000	74,000	72,000

(平成31年4月1日現在)

3 審査

許可申請書に基づき、その申請内容が許可基準に適合しているかどうかについて書類審査を行い、必要に応じて現場調査等を行います。

4 許可証の交付

審査の結果、申請内容が許可基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可証の交付は、申請書を提出した県立保健所（支所）又は県庁で行います。

郵送による許可証の交付を希望される場合は、切手を添付した封筒（A4サイズが入るもの）を申請時に持参又は後日郵送してください。着払での発送は行いません。

Ⅲ 許可に係る留意事項

1 許可証の取扱い

- (1) 許可証は、厳重に管理し、紛失等のないようにしてください。
- (2) 許可証は、他人に譲渡したり、貸与したりしないでください。
- (3) 廃業等の理由により許可証が不要となった場合には、直ちに返納してください。

2 取り扱うことができる産業廃棄物

取り扱うことができる産業廃棄物は、許可証に記載している種類のものに限られます。それ以外の産業廃棄物を取り扱うことはできません。

3 収集運搬業を行う（積卸しを行う）ことができる区域

和歌山県知事の許可は、和歌山県の区域のみ有効です。

和歌山市の区域のみで業を行おうとする場合は、和歌山市長の許可により業を行うことができます。

他の都道府県等において業を行おうとする場合は、当該都道府県知事（都道府県の管轄区域において一の政令市の区域内のみにおいて業を行う場合はその政令市長）の許可が必要です。

(※ 和歌山市内において積替え・保管施設を設置し、収集運搬業を行う場合は、和歌山市長の許可が必要です。この場合、和歌山県知事の許可の効力が及ぶ範囲は和歌山市を除く和歌山県内となります。)

IV 許可取得後に必要な手続

1 許可の有効期間と更新手続

- (1) 許可の有効期間は、許可証の交付の日から5年間です。許可証に記載している有効年月日を過ぎると、許可は失効します。
ただし、優良産廃処理業者認定制度による和歌山県知事の認定を受けた場合は、許可の有効期間は7年間となります。
- (2) 有効期間満了後も引き続いて産業廃棄物収集運搬業（特別管理産業廃棄物収集運搬業）を行おうとする場合は、許可更新の申請をする必要があります。
許可更新の申請は、有効期限の3カ月前から受け付けます。
標準処理期間が42日間となっておりますので、許可の有効年月日の42日前を目安に更新手続を行ってください。
- (3) 許可更新の連絡は、県から行いません。
- (4) 許可更新の基準は、新規に許可を取得しようとする者に対する基準と同様です。
なお、許可更新に際しては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「更新講習会」（新規講習会でも可）修了証の添付が必要です。
- (5) 許可更新、変更許可等により、新たに許可証が作成されたときは、旧許可証と引き換えに新しい許可証を交付します。

2 変更許可

次のような場合には、事前に変更許可を受ける必要があります。

- (1) 取り扱う産業廃棄物の種類を追加、又は変更する場合
- (2) 積替え・保管を行おうとする場合
(2)の場合は、変更許可申請前に事前調査が必要となりますので、事前に県庁又は最寄りの県立保健所（支所）に相談してください。

3 変更届

次のような場合には、変更が生じた日から10日以内（法人にあつては登記事項証明書添付を必要とする場合は30日以内）に届け出なければなりません。また、氏名、名称、住所などの変更については、必要に応じて許可証の書き換えを行うことがあります。

- (1) 氏名又は名称、政令で定める使用人、法定代理人、法人にあつてはその代

表者、役員又は5%以上の株主等を変更した場合

- (2) 住所並びに事務所及び事業場の所在地を変更した場合
- (3) 運搬車輛、運搬船等運搬施設を変更した場合
- (4) 事業の一部を廃止（取り扱う産業廃棄物の種類の減少など）した場合
- (5) 積替え・保管を伴う収集運搬業の和歌山市長許可の有無を変更した場合

4 廃止届

事業の全部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に届け出なければなりません。なお、廃止届出書には許可証を添付してください。

V 産業廃棄物の越境移動について

本県では、和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱（平成9年和歌山県告示第528号）の規定に基づき、県外で生じた産業廃棄物を県内（和歌山市を除く。）で処分又は保管することを、原則禁止としています。

ただし、リサイクルする場合等、県内（和歌山市を除く。）で処分又は保管せざるを得ない理由がある場合については、事前に排出事業者が県知事に協議し承認を受けて処分又は保管をすることができます。

また、県内で生じた産業廃棄物はなるべく県内で適正に処理しなければならないこととしています。

申 請 書 類 等

許可申請に必要な書類		新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届
産業廃棄物 特別管理産業廃棄物	} 収集運搬業許可申請書 ※1	○	○	-	-
産業廃棄物 特別管理産業廃棄物	} 処理業事業範囲変更許可申請書 ※1	-	-	○	-
産業廃棄物 特別管理産業廃棄物	} 処理業 廃止 変更 届出書	-	-	-	○
和歌山市長が発行する（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可証の写し （和歌山市長から積替え・保管を含む許可を取得している場合に限る。）		○	○	○	△
水銀使用製品産業廃棄物の取扱いについて（水銀使用製品 産業廃棄物の取扱いがある場合のみ）[別紙1] ※1		-	△	-	△
様式第1面「事業計画の概要」 （様式第六号の二。以下第10面まで同じ） ※1		○	△	○	△
様式第2面「運搬施設の概要」		○	○	○	△
様式第4面「収集運搬業務の具体的な計画」		○	○	○	-
様式第5面「環境保全措置の概要」		○	○	○	△
様式第6面「運搬車両の写真」 ※2		○	-	-	△
様式第7面「運搬容器等の写真」		○	△	△	△
様式第8面「事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法」		○	-	○	-
様式第9面「資産に関する調書（個人用）」（申請者が個人の場合に限る）		○	○	○	-
様式第10面「（欠格要件に該当しないことの）誓約書」		○	○	○	-
搬入先業者の処分業許可証写し		○	△	○	△
申請者の運搬先都道府県（市）の収集運搬業許可証写し ※3		○	△	○	△
事務所及び事業場の所在地一覧、及び業務経歴 [別紙2]		○	○	△	△
事務所、事業場及び駐車場の付近の見取図		○	△	△	△
自動車検査証等の写し ※4		○	-	-	△
車両の使用権原に関する証明書（車両等を借受ける場合） [別紙3]		○	-	-	△
直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計 算書、個別注記表（申請者が法人の場合） ※5		○	○	○	-
直前3年の納税証明書 ※6		○	○	○	-
申請者が個人の場合 本籍の記載された住民票 ※7		○	○	○	△
（申請者が個人で未成年の場合）法定代理人の本籍の記載 された住民票（法定代理人が法人である場合には、その履歴 事項全部証明書及び役員の住民票の写し） ※7		○	○	○	△
申請者が法人の場合 役員の本籍の記載された住民票 ※7		○	○	○	△
申請者が法人の場合 5%以上の株主又は出資者の本籍の記 載された住民票又は履歴事項全部証明書 ※7		○	○	○	△

許可申請に必要な書類	新規許可	更新許可	変更許可	変更届
申請者に政令で定める使用人がある場合 その使用人の本籍の記載された住民票 ※7	○	○	○	△
成年被後見人・被保佐人に該当しないことの証明書 ※8	○	○	○	△
申請者が法人の場合 定款又は寄付行為	○	○	○	△
申請者が法人の場合 履歴事項全部証明書 ※7	○	○	○	△
産業廃棄物収集運搬業に関する認定講習修了証写し ※9	○	○	○	—
産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱に係る誓約書 [別紙4]	○	○	○	—
役員等の変更等に係る新旧対照表 [別紙5]	—	—	—	△

許可の種類欄に「○」印のあるものは、必ず添付してください。「△」印のあるものについては、その内容に変更がある場合に添付してください。

- ※1 1. 平成29年10月1日時点で水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等（以下「水銀廃棄物」という。）を取り扱っている事業者は、処理基準を満たしていれば、許可証に事業範囲として「(水銀廃棄物を)含む。」の表記がなくとも、引き続き取り扱うことができます。平成29年10月1日以降直近の更新・変更申請時に、水銀廃棄物の取扱いがある場合は、別紙1（更新申請時のみ）及び様式第1面「事業計画の概要」並びに水銀廃棄物処分業者の許可証の写し及び排出場所から他の収集運搬業者の積替え保管場所まで運搬する場合は当該収集運搬業者の許可証の写しを添付してください。

処分場又は運搬先の積替え保管場所が和歌山県外にある場合には当該都道府県等における申請者の収集運搬業許可証の写しを添付してください。

また、様式第5面「環境保全措置の概要」には、水銀廃棄物を取扱うにあたって特に行う措置等を必ず記入し、水銀廃棄物を運搬するにあたり新しく容器等を導入した場合は様式第7面「運搬容器等の写真」を添付してください。

2. 平成29年10月1日時点で水銀廃棄物を取り扱っている業者であって、許可の更新等を待たずに、許可証の書換え（水銀廃棄物の取扱いの有無の明記）を希望する場合は、以下の要領により変更届をお出してください。
- (1) 変更届出書（様式第十一号（廃掃法施行規則第十条の十関係）の「新」の欄に「取扱産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物（又は水銀含有ばいじん等）を含む」等記入してください。
 - (2) 上記1に定める更新・変更申請の場合に準じて、別紙1、各様式及び各処理業者の許可証の写しを添付してください。

※2 1. 新規許可申請の場合

ケース1：他自治体で許可を受けておらず、和歌山県が初めての許可申請の場合は、申請の際、産業廃棄物収集運搬車である旨の表示（以下「車両表示」という。）がない写真を一旦提出してください。この場合、統一番号発行後に県からその番号を通知するので、車両表示のある写真を追って提出してください。

ケース2：他自治体で既に許可を受けていて、和歌山県に許可申請する場合は、車両表示のある写真を提出してください。

2. 車両の変更届の場合

車両表示のある写真を提出してください。

3. 新規許可申請、変更届における共通事項

車両の写真については、1車両につき、正面写真と側面写真の1枚ずつ（ただし、車両表示は両側面必要）様式に貼り付け提出してください。

※3 和歌山県外で積替え・保管を伴う場合は、積替え・保管場所の存する地域を所管する都道府県知事等の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可証の添付が必要です。申請者でない者が積替え・保管を行う場合は、当該業者の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可証（積替え・保管場所及び処分場の存する地域を所管する都道府県知事等が発行したもの）を添付してください。

※4 1. 収集運搬の用に供する施設が自動車の場合

自動車検査証に記載された所有者・使用者がいずれも申請者ではない場合は、車両の使用権原に関する証明書（別紙3）を添付してください。

2. 収集運搬の用に供する施設が船舶の場合

船舶国籍証の写し及び船舶検査証の写しを、また当該船舶を庸船する場合はその契約書の写しを添付してください。

※5 直前の事業年度において債務超過が生じている場合又は直前3年間において利益を計上できていない場合（過去3年間の経常損益を平均して得た額が0円以下の場合）は、経理的基礎を有することを説明する事業改善計画書（書式1）及び売上高内訳書（書式3）を添付し、今後の事業の見通し並びに債務超過等が生じた原因についての実績評価及び今後の対策について記入してください。

※6 個人の場合は所得税の納付すべき額及び納付済額、法人の場合は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類が必要です。税務署が発行する納税証明書（その1）を添付してください。個人にあっては、資産に関する調書上負債が資産を上回っている場合又は直前3年間において利益が計上できていない場合（過去3年間の納税証明書上の納付すべき税額を合計して得た額が0円の場合）、経理的基礎を有することを説明する事業改善計画書（書式2）及び売上高内訳書（書式3）を添付し、今後の事業の見通し並びに利益が計上できない原因等についての実績評価及び今後の対策について記入してください。

※5・※6 法人設立後、事業年度を3期経過しておらず当該書類が添付できない場合は、その旨を記載した申立書を作成し、添付してください。様式は任意です。

※7 公的機関が発行する証明書は、発行日から3カ月以内のもののみ有効となります。
住民票については、①添付を必要とする方本人のみの個人情報記載され、本籍地(外国人の場合は、国籍又は地域)が省略されていないもの ②続柄、マイナンバー(個人番号)情報及び住民票コードが記載されていないものを添付してください。

※8 後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書を指します。発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。

証明書を必要とする方は、申請者が個人の場合、申請者本人(未成年の場合は法定代理人(法定代理人が法人である場合には、役員))、申請者が法人の場合は、役員及び5%以上の株主です。

なお、申請者に政令で定める使用人がある場合は、その使用人の証明書も必要です。

証明書交付の申請用紙は、最寄りの法務局・地方法務局及び支局(出張所)入手できますが、証明書の発行は法務局または地方法務局の本局のみで行われますので、申請書に必要事項を記入の上、登記印紙を貼付し、法務局または地方法務局の本局の窓口へ直接提出してください。

なお、郵送で申請の場合は、東京法務局(後見登記課)のみ受付を行います。証明事項は、「登記されていないことの証明申請書」中の証明事項欄の「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」との証明を受けてください。

※9 産業廃棄物収集運搬業の許可申請書には、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」又は「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の収集・運搬課程の修了証の写しを添付してください。

特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請書には、「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の収集・運搬課程の修了証の写しを添付してください。

(特別管理)産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会には、新規講習会と更新講習会があり、それぞれの有効期間は下表のとおりです。

	使用可能な修了証及び有効期間
新規許可申請時	新規講習会修了証：申請日の前日から起算して過去5年以内のもの。 更新講習会修了証：原則使用不可。ただし、既に他の都道府県等で(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可を得ている場合又は個人で(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可を得ている者が新たに法人を設立し当該法人が申請を行う場合は使用可。有効期間は申請日の前日から起算して過去5年以内のもの。
更新許可申請時	新規講習会修了証又は更新講習会修了証： 現行の許可の有効期間の満了日から起算して修了日が過去5年以内(優良認定を受けている場合は過去7年以内)のもの。ただし、現行許可に係る更新又は新規の許可申請書に添付したものを除く。

	使用可能な修了証及び有効期間
変更許可申請時	申請日の前日から起算して過去5年以内（優良認定を受けている場合は過去7年以内）のもの

注) 住民票等の公的機関が発行する証明書について

- 1 納税証明書、住民票、法人の履歴事項全部証明書及び登記されていないことの証明書は、申請時に原本を提示のうえ、そのコピーを提出することができます。
- 2 先行許可制度を用いず取得した許可証（当該許可の日から起算して5年を経過しないもの。更新許可申請の場合、更新を受けようとする許可の現行の許可証は不可）の原本を申請時に提示し、そのコピーを提出する場合は、※6、※7の住民票、登記されていないことの証明書、株主又は出資者が法人である場合の履歴事項全部証明書の提出を省略することができます。
なお、申請者が法人の場合、当該法人の履歴事項全部証明書は省略できません。

- ※ 石綿含有産業廃棄物の取扱いについては、環境省「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>)を参照してください。
- ※ 水銀廃棄物関係の取扱いについては、環境省「水銀廃棄物ガイドライン」(<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>)を参照してください。